V 相互の理解と協力に 支えられるまちを築くために

V 相互の理解と協力に支えられるまちを築くために

1		人権尊重 • 男女共同参画社会	会の確立 ·····113
	1	1 人権尊重	113
	2	2 男女共同参画	113
		(1)東大和市男女共同参画推定	
		(2)男女共同参画推進審議会	
		(3) 啓発事業	
2		ICT(情報通信技術)を流	5用した
		豊かな社会の実現	115
	1	1 電子自治体の推進	
		(1) 平成30年度まで	
		(2) 今後の電子自治体への取	
3	-	共に支えあう地域社会の確立	∑ ·····116
3		共に支えあう地域社会の確立 1 市民センター	
3		1 市民センター	116
3	1	1 市民センター	116
	1	1 市民センター 2 地区集会所等	······116 ·····116
	1 2	1 市民センター2 地区集会所等地域を越えたパートナーシッ	116 116 ップの確立 ·117
	1 2	1 市民センター 2 地区集会所等	116 116 ップの確立 ·117 117
	1 2	1 市民センター 2 地区集会所等 地域を越えたパートナーシッ 恒久平和 2 友好都市	116 116 ップの確立 ·117 117
	1 2 1 2	1 市民センター 2 地区集会所等 地域を越えたパートナーシッ 恒久平和 2 友好都市 … 3 国際交流事業 …	116 116 ップの確立 ·117 117 118
	1 2 1 2	1 市民センター	116116 アプの確立 ·117117118119
	1 2 1 2	1 市民センター 2 地区集会所等 地域を越えたパートナーシップ 恒久平和 2 友好都市 3 国際交流事業 (1) 外国籍市民に対する支援	116116117117117118119

1. 人権尊重・男女共同参画社会の確立

1 人権尊重

21世紀は人権の世紀といわれている。人類は、20世紀に多くの悲劇と破壊をもたらした2度にわたる大戦を経験し、国際連合はその反省から、昭和23年(1948年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とうたった世界人権宣言を採択した。

また、日本国憲法では、人種・信条・性別・社会的身分・門地によって差別されないとする法の下の平等、思想及び良心の自由、職業選択の自由など多くの種類の人権を基本的人権として保障している。

そのような中、国際連合では、世界人権宣言を採択した12月10日を「人権デー」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請している。それを受けて、我が国においては12月4日から10日までを人権週間と定め、法務省等が様々な人権啓発活動を実施しているところである。

市では人権週間に市役所1階にて人権パネル展を 行い、冊子や人権啓発事項を載せたカレンダー等の 啓発物品を配布し、人権啓発に努めている。



人権パネル展

2 男女共同参画

日本国憲法では個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国や東京都でも男女平等の実現に向けた様々な取組が進められ、平成11年6月に男女共同参画基本法が公布・施行された。

当市はこのような動向を踏まえ、平成13年2月には「東大和市男女共同参画都市宣言」を行い、平成17年3月には、「東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例」が制定され、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画社会を実現することを目指している。

近年、従来の固定的な男女の役割分担意識は、価値観の多様化、少子高齢社会の到来などによる社会環境の変化に伴い、特に若い世代から変化しつつある。今後は女性の社会における活躍を推進し、男女が性別にとらわれず、社会の対等な構成員として共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を推進していくことの重要性が高まっている。

(1) 東大和市男女共同参画推進計画

市では現在、平成28年度から平成32年度までを 計画期間とした「第二次東大和市男女共同参画推 進計画(改訂版)」に基づき、男女共同参画社会 の実現に向けて事業を実施している。

今後、令和3年度以降の計画として「第三次東 大和市男女共同参画推進計画」策定に向けた準備 を行う。



男女共同参画フェスタにおける 男女共同参画川柳表彰式

(2) 男女共同参画推進審議会

男女共同参画施策に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、東大和市男女共同参画推進審議会を設置している。この審議会は学識経験者、事業者、公募による市民で組織されており、任期は2年である。

毎年公表している前年度の年次報告書の策定 時や新たな推進計画を策定する時や改訂時に意 見を答申している。

(3) 啓発事業

男女共同参画に関する情報を、市報、ホームページや SNS 等を通じて情報提供を行っている。

「男女共同参画週間」「女性に対する暴力を なくす運動」などの実施期間中に、パネル展や 関連するテーマで講座を開催している。

また、市で関連する催しが行われる際に、男 女共同参画の啓発や資料等の配布を行い、市民 に対して意識啓発を図っている。





2. ICT (情報通信技術) を活用した豊かな社 会の実現

1 電子自治体の推進

(1) 平成30年度まで

当市の事務電算化は、昭和43年度の市・都民税 課税業務の外部委託化から始まり、その後、住民 基本台帳(住民票の交付)や収納業務、各種証明 書の発行事務など、逐次その範囲を拡大してきた。

また、平成16年度以降は、急速なICTの進展を受け、電子自治体の実現に向けて事務の効率化や多様な市民サービスの展開が求められたことから、「東大和市情報化推進計画」を策定し、「情報化基盤の整備」、「行政運営の効率化」、「市民サービスの充実」を重点目標として、「電子市役所の実現」に向けて取組を行ってきた。

加えて、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、これまで様々な手続きで提出する必要があった添付書類の一部を省略できるよう、専用ネットワークシステムを用いて、異なる行政機関等(都道府県、区市町村等)の間で電子的に情報をやりとりする仕組みの情報連携等について、適正に実施した。

(2) 今後の電子自治体への取り組み

平成31~令和3年度を計画期間とする「第四次 東大和市情報化推進計画」を策定し、主に以下 の取組を進めている。

①情報化基盤の整備

- ・基幹系システムの最適化
- ・福祉総合システムの最適化
- ・文書総合管理システムの導入検討
- ・Wi-Fi 環境整備の検討

②行政運営の効率化

- ・財務会計システムの更新
- グループウェアの更新
- ・タブレット端末活用の検討

③市民サービスの充実

- ・市公式ホームページ等の検討
- ・窓口サービス等の拡充(コンビニ交付の導入等)
- ・公金納付方法の多角化
- ・議会のインターネット中継の導入
- ・施設予約・抽選システムの更新
- ・社会保障・税番号制度を活用した行政サービス の利便性向上
- オープンデータの推進

④情報教育の充実と人材育成

- ・校務用パソコン入替え及びネットワーク化
- ・校務支援システムの導入
- ・学校教育のICT化

⑤情報セキュリティ強化対策

- ・都区市町村情報セキュリティクラウドの利用
- ・職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施

3. 共に支えあう地域社会の確立

1 市民センター

多様化する市民要望に一元的な対応をするため、市内6地区に市民センターを設置している。

●市民センター内の施設

施設名及び所在地	開 設 日	センター内施設
奈良橋市民センター (奈良橋 4-600)	昭和60年5月1日	ならはし児童館 学童保育所第一クラブ 老人福祉センター 奈良橋地区会館
南 街 市 民 セ ン タ ー (南 街 5 - 3 2)	平成5年5月1日	なんがい児童館 学童保育所第二クラブ 南街公民館
上 北 台 市 民 セ ン タ ー (上 北 台 2-865-9)	平成5年5月10日	かみきただい児童館 上北台老人福祉館 学童保育所第十クラブ 上北台公民館
桜 が 丘 市 民 セ ン タ ー (桜が丘3-44-13 22号棟1·2階)	平成5年5月1日	さくらがおか児童館 桜が丘集会所 桜が丘図書館
向原市民センター(向原3-10 16号棟1階)	平成12年5月8日	むこうはら児童館 向原老人福祉館 向原地区会館 学童保育所第五クラブ
清原市民センター(清原4-1 16号棟1階)	平成18年6月5日	清原老人福祉館 清原地区会館 清原図書館

2 地区集会所等

市民の集会や交流の場などとして、設置している。

●地区集会所等の概要

施設名及び所在地	開 設 日	室 数	利 用 時 間
清 水 集 会 所 (清水 2-928-1)	昭和61年8月1日	2 室(和室 10 畳・集会室 71.50 ㎡)	
桜 が 丘 集 会 所 (桜が丘 3-44-13)	平成5年5月1日	2 室(和室 30 畳・集会室 102.48 ㎡)	
芋 窪 集 会 所 (芋窪 4-1553-4)	平成6年5月1日	2 室(和室 8 畳・集会室 59.62 m²)	午前 9時~12時 午後 1時~ 5時
仲 原 集 会 所 (仲原 2-2-12)	平成7年4月10日	2 室(和室 8 畳・集会室 72.87 ㎡)	夜間 6時~10時 (新堀地区会館
湖 畔 集 会 所 (湖畔 2-1044-234)	平成9年1月15日	2 室(和室 18 畳・集会室 63. 76 ㎡)	は、木曜日休館)
玉川上水集会所 (桜が丘 4-29-17)	平成26年4月8日	1 室(集会室 30. 3 m²)	
新 堀 地 区 会 館 (新 堀 3-6-1)	昭和62年5月15日	6室(和室 21 畳・集会室 93.60 ㎡ 学習室 47.38 ㎡など)	

4. 地域を越えたパートナーシップの確立

1 恒久平和

当市では、平成2年10月に核兵器の廃絶・恒久平和の実現を願い、東大和市平和都市宣言を行った。 平成14年度からは8月を平和月間とし、8月を中心 とした平和に関する様々な事業を実施している。

平成31年度も、恒久平和の実現を願い、平和意識 の高揚を図るため、下表のとおり各種の事業を行っ た。

平成31年度 主な平和事業

事 業 名	内 容	開催月	開催場所
地域の戦争・平和学習及び広島派 遣事業	東村山市との連携事業 両市の小・中学生を対象と し、地域の戦争・平和学習会、 広島派遣、報告会を実施	7~8 月	東大和市、東村山市 広島市
平和祈念・戦争資料展	広島・長崎被爆写真パネル等 の展示	8月	庁舎1階ロビー
第 15 回平和市民のつどい	旧日立航空機㈱変電所特別 公開、平和コンサート、戦争 体験の朗読劇、平和祈念キャ ンドルの点灯、平和文集の配 布等	8月	都立東大和南公園平和広場
平和文集の発行	戦争体験記及び小学生の作 文を掲載した文集を発行	8月	_
多摩の戦跡パネル展	多摩の戦跡を撮影した写真 の展示	8月	郷土博物館
戦争と平和について考える見学会	小学生を対象とした、戦争と 平和について考える施設の バス見学会	8月	埼玉ピースミュージアム等
非核・平和図書展	非核・平和に関する図書の展 示・貸出	8月	中央図書館、桜が丘図書館、 清原図書館
平和首長会議国内加盟都市会議総 会への参加	国立市の平和プログラム、当 市を含む自治体の取組事例 の報告等	10 月	国立市



市指定文化財 旧日立航空機㈱変電所

昭和 20 年の空襲による弾痕を残す軍需工場の変電施設が、都立東大和南公園内に当時の姿のまま立っている。市では、変電所の前を「平和広場」と命名した。

変電所の内部を年に数回特別公開するとともに、平成28年4月からは、毎月第2日曜日に一般公開も行い、戦争の悲惨さ、平和の大切さなどを伝えている。





ダイジェスト版 QR コード

戦後 70 年 東大和市 戦争体験映像記録 「沈黙の証言者~私たちのまちは戦場だった~」

旧日立航空機㈱に勤務されていた方々の戦争体験談、 旧日立航空機㈱変電所の歴史や現在の姿をまとめた映 像記録(DVD作品)を制作した(平成27年度)。

市内図書館等で貸出中。ダイジェスト版を、YouTube 「東大和市公式動画チャンネル」にて配信している。

2 友好都市

東大和市と福島県山都町とは、「やまと」という共通の名称をきっかけとして、昭和43年から友好交流を進め、平成5年10月1日に姉妹都市盟約を締結した。

平成18年1月4日に山都町を含めた5市町村 (喜多方市・熱塩加納村・塩川町・山都町・高郷村)が合併して喜多方市となった後も山都町合 併特例区との交流を続けてきた。

平成23年1月3日をもって合併特例区の設置 期間が満了したことに伴い、同年10月16日に は喜多方市を訪問して喜多方市長との懇談を行 い、今後の交流についての考え方や目的につい て双方で確認した。

今まで築いてきた友好関係をさらに推進し、 教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野に おける交流を通じて、互いの理解と連携を深め、 両市の更なる発展を図ることを目的として平成 24年4月27日に喜多方市と友好都市協定を締結 した。

喜多方市は福島県の北西部、会津盆地の北部に位置し、北西に飯豊連峰の雄大な山並み、東に磐梯山を望む雄国山麓が裾野を広げる豊かな自然に恵まれた風光明媚なまちである。

また、「蔵のまち喜多方」として有名であり、 現在でも市内には 4,000 棟を超える蔵があり多 くの観光客が訪れるまちとなっている。

東大和市では平成6年5月から市民レベルでの 積極的な交流を進めるため、友好都市交流促進補 助金制度を作り、宿泊や交流に対する補助を行っ ている。

友好都市協定書

東大和市と喜多方市は、これまで東大和市と旧山都町が「やまと」という共通の名前をきっかけとして築いてきた友好関係を市町村合併後もさらに推進し、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野における交流を通じて、互いの理解と連携を深め、両市の更なる発展を図ることを目的として、友好都市協定を締結する。

平成24年4月27日



喜多方市の蔵



産業まつり (喜多方市が参加)

3 国際交流事業

市内に在住する外国人が市民として不安なく生活できるような支援、また市民が外国人に対し行っている日本語学習支援のボランティア活動に積極的に取り組めるような体制作りを行っている。さらに市民が外国についてお互いの違いを認識し、理解しあうための事業を進めている。

(1) 外国籍市民に対する支援

市が行う事業等に外国籍市民が参加できるように 通訳交流員制度を設け、通訳等が必要な事業には通訳 交流員を派遣している。

(2) 日本語ボランティアグループに対する支援

現在市内の3つの日本語ボランティアグループが4 教室を開き、外国籍市民の日本語学習支援を行っている。それらグループに対し、学習の場の確保を行い、 グループが円滑に活動できるよう支援している。

また、日本語ボランティアの支援を目的とした講座 を行っている。

(3) 国際理解の推進

外国を知り、お互いの違いを認識し、理解しあうことを目的に、国際理解講座や「ひがしやまとのこくさいこうりゅう」の発行を行っている。

国際理解講座は、市民が、JICA(独立行政法人 国際協力機構)の事業である青年海外協力隊やシニア 海外ボランティアとして活動した際に、帰国後、講師 としてお迎えし、活動報告や貴重な経験、外国の文化 を紹介していただく機会としている。

また、青年海外協力隊やシニア海外ボランティア の現地での活動や生活の様子を寄稿していただき編 集した「ひがしやまとのこくさいこうりゅう」の発行 を行い、幅広く市民へ国際理解の周知を図っている。

